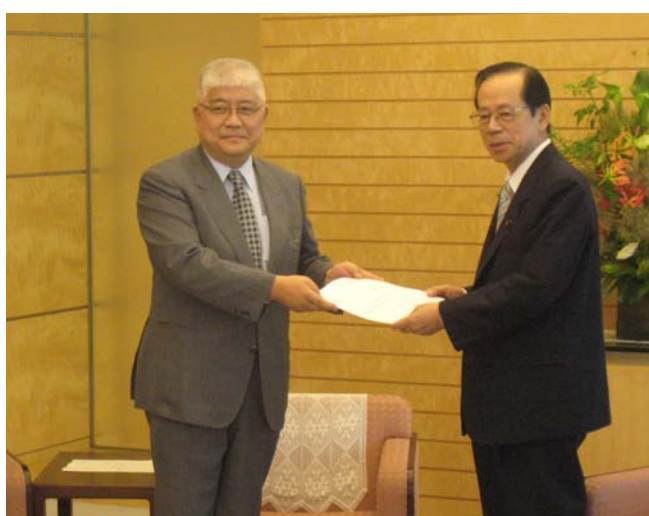




日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

新生日本学術会議 3年目の活動報告 (平成19年10月～平成20年9月)



Annual Report 2008

平成20年 年次報告



平成20年10月1日

日本学術会議

日本学術会議会長挨拶

第 20 期会長 金澤一郎



来年 60 歳を迎える日本学術会議が、還暦を前にして大きな変革を遂げたのが 3 年前であり、第 20 期が始まる時であった。その第 20 期が終わろうとする今、変革の内容をここに改めてまとめておく必要を感じている。それは、何らかの出来事が起こったときその場に居合わせた人間にとっては何気ないことであっても、後々の世から見直せば非常に重要な歴史のひと駒とみなされるものも少なくないからである。

私は第 19 期から会員として日本学術会議に参加させていただき、いきなり運営審議会にも出席する立場となり、偶々第 20 期にも会員に選ばれ、さらに第 20 期の最初の一年間の黒川清会長の下でこれから記す改革の実現に向けて多少のお手伝いをした。そして、黒川会長のご定年ののちの 2 年間、第 20 期会長を務めてきた。従って、改革の立案の一部と改革案の実行の場面に直接立ち会ってきた。

さて、その改革の内容はおおよそ以下のようにまとめることができるだろう。①これまでの会員に年齢制限はなかったが、新たに 70 歳までと定年制を敷いたこと、②会員の任期は 6 年とし再任はなくしたこと、③かつては 210 人の会員は各登録学協会からの推薦によって選ばれていたが、これからは会員の選考はすべて残った会員が行うことにしたこと(ただし、3 年前の新しいシステム第一回目の選考は学士院会員などを中心とした特別の委員会で行われた。また、会員の半数ずつが新しい期ごとに入れ替わる方式になっている)、④これまでの研究連絡委員会を廃止し、それに属していたおおよそ 2000 人の科学者を連携会員に任命し、正式に日本学術会議の組織内に位置づけたこと、⑤これまで伝統的に守られてきた 7 部制を廃止し、人文・社会科学部門、生命科学部門、理・工学部門の 3 部制にしたこと、⑥国際的な活動の強化のために国際担当副会長を置くこととし、副会長を 3 人にしたこと、⑦従来は、日本学術会議が決めるべき事項の多くは総会で決めていたが、機動的に動けるようにするために従来の運営審議会を改組して幹事会とし、そこで多くの事項を決められるようにしたこと(もちろん重要事項は従来通り総会で決める)、⑧これまでの特別委員会を改変し、社会的に重要かつ緊急性が求められる事項について 1 年程度の集中審議によって結論を出す「課題別委員会」としたこと、⑨期が終わる 3 年ごとに活動の総括を行うのは当然であるが、10 年以内に大きな見直しが行われること、などである。

その一方で、日本学術会議が本来的に持っている機能、すなわち①政策提言機能、②国際協力機能、③科学への国民啓発機能、④科学者のネットワーク構築機能、の四機能を果たす使命には変わりはなく、またその遂行のために会員・連携会員一人一人にボランティア精神に支えられた見識ある複眼的、俯瞰的な議論が求められていることにもいささかの変わりもない。

第 20 期の終わりにあたり、期全体を振り返ると、第 20 期にはじまった大きな改革が日本学術会議の活動を予想を越えて機動的なものにし、政策提言、国際活動など日本学術会議の使命を明確に果たすことができたのではないか、と思っている。また、この改革を契機として日本学術会議の構成員の意識改革が進んだことも指摘しておきたい。第 20 期の具体的成果や今後の課題について、是非この報告書の内容をお読み頂きたい。

日本学術会議の概要

○日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として、昭和 24 年 1 月、内閣総理大臣の所轄の下、「特別の機関」として設立された。i) 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、ii) 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること、を職務としている。

○平成 17 年 10 月に我が国の科学者コミュニティ約 82 万人の中核となる日本学術会議の新しい体制が発足し、同年 10 月 1 日に 210 人の会員が、平成 18 年 3 月 15 日及び同年 8 月 20 日に合計約 2,000 人の連携会員が任命された。

これらの会員・連携会員により、総会、役員（会長、副会長 3 人（組織運営等担当、政府との関係等担当、国際活動担当））、幹事会、3 つの部（人文社会科学、生命科学、理学・工学）、4 つの機能別委員会（選考、科学者、科学と社会、国際）、30 の分野別委員会、審議が必要な課題が認められた場合に設置される課題別委員会が組織され、各委員会の下に設置された分科会などとともに活動している。



第 20 期会員任命式(首相官邸)[写真提供:内閣広報室]

（裏表紙：「日本学術会議の組織」参照）

○日本学術会議は、我が国の科学技術政策の司令塔である総合科学技術会議と「車の両輪」としての連携を強化し、我が国の科学の向上発展に寄与するため、次の 4 つに重点を置いた精力的な審議活動などを行っている。

- (1) 政府に対する政策提言の充実
- (2) 国際的な活動の充実
- (3) 国内外の科学者ネットワークの再構成
- (4) 科学の役割についての世論啓発



声明の表出



国際会議 (G8 学術会議)



地区会議 (中部地区会議)



公開講演会

日本学術会議の活動

(1) 政府及び社会に対する勧告、提言及び宣言

◎日本学術会議憲章の制定について

第 20 期の日本学術会議が対外的に公表した最も重要な文書は『日本学術会議憲章』である。この憲章を今回作成した理由は基本的に 2 つあった。

第 1 に、第 20 期日本学術会議は、会員選出手続きの本格的な変更を経て構成されて、組織の性格と会員の意識の両面にわたり、従来とは実質的な相違をもっていた。振り返れば、『日本学術会議法』（1949 年）に基づく創設当初の日本学術会議は、会員の選出を《立候補・公選制度》に委ねていた。その後 1984 年に会員の選出制度を学協会による《推薦制度》に改めて、日本学術会議と学協会との連携関係を組織的に強化した。これに対して、2002 年の『日本学術会議法』の改正は、第 20 期の会員の選出を有識者会議による選考に過渡的に委ね、それ以降の新会員の選出は現会員による《直接推薦・選出制度》によるものと定めた。この変更の際には、新たに誕生する組織の目標、責任および義務を明確化する文書を作成・公表すべきことがつとに指摘されていたが、第 20 期の発足以前にこの文書の作成は果たされず、大きな検討課題として残された。今回の『日本学術会議憲章』は積み残されたこの課題を継承して作成された文書であり、新生日本学術会議の責務を明らかにして、対外的な誓約事項を公開する形式を採用している。

第 2 に、第 20 期日本学術会議が作成・公表した『科学者の行動規範』の作業過程で検討対象とされた『科学者憲章』（1980 年）の位置付けも、確定されないままに残されていた。この『科学者憲章』は、第 11 期日本学術会議が 1980 年春の総会で採択した《声明》であり、当時の時代環境を全面的に反映する歴史的な文書であった。第 20 期日本学術会議が置かれている環境と担うべき機能はその当時とは大きく異なっている。それだけに、歴史的な使命を終えた『科学者憲章』をそのまま存続させることの妥当性は乏しく、新たな時代を担う日本学術会議の憲章こそ必要とされていた。さらに、科学者の不正行為を契機として研究の推進に際して遵守すべき倫理規範を定めた『科学者の行動規範』だけでは、日本学術会議の対外的な誓約として消極的に過ぎるという考え方も、日本学術会議の積極的な機能と任務を公開する新たな憲章を作成すべきとする主張の底流となっていた。あまり省みられない『科学者憲章』に替えて『日本学術会議憲章』を公表すれば、日本学術会議の対外的な誓約事項の明確化と、会員・連携会員による課題の共有化に貢献するものと期待されたのである。

『科学者の行動規範』と『日本学術会議憲章』との関係についていえば、『行動規範』は責任ある科学・技術研究のためにすべての科学者が自発的に遵守すべき倫理規範であり、『日本学術会議憲章』は日本学術会議の会員および連携会員が共有すべき基本的な目標、義務および責任の対外的な宣言であって、両者は補完的な役割を担うべきものだった。

このように、『日本学術会議憲章』は日本の科学者コミュニティの代表機関という法制上の位置付けを背景として作成された対外的な誓約であり、日本学術会議が社会の負託に積極的に応えることを明記した《前文》、日本学術会議の具体的な誓約内容 7 項目を列挙する《本文》、会員・連携会員の義務と責任を述べる《結語》から構成されている。

『日本学術会議憲章』（2008年）

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

◎日本学術会議の対外公表文書の形式整備に関する報告

1. 学術会議法第4条に定められた《諮問》に対する《答申》および第5条に定められた《勧告》の他に、同法第3条第1号に定められた職務として、日本学術会議はさまざまな意思の対外的な表出を行ってきた。第20期発足当時の日本学術会議会則では、《答申》および《勧告》以外の意思の対外的な表出は《要望》、《声明》、《対外報告》、《回答》の4つの範疇に分類されていたが、第20期の活動の進行中にこのうち《対外報告》に属する文書の性格について、各部門間の理解の齟齬が目立つようになってきた。科学と社会委員会では、学術会議の意思の対外的な表出を統合化する方法を慎重に検討して、幹事会の合意に基づき、総会の承認を得て、以下のような整理を行った。

- (1) 従来の《対外報告》を《提言》、《報告》および《記録》に分解して、《対外報告》は新たな会則からは消滅させることにした。分解によって生まれた3つのカテゴリーのうち、《提言》と《報告》だけが新たな会則に位置付けを得て、《記録》は会則のなかには位置付けをもたない活動記録として内部的に継承されることになった。
- (2) 日本学術会議の対外的な意思の表出方法に大きな変更を加えたこの機会に、それぞれの表出類型の定義を整備し直すことによって類型間の差異を明確化して、今後の運用上の混乱の可能性を断つことも行った。この新たな定義付けの要諦は、それぞれの文書の対外的な表出先と表出主体を明確化することである。この検討結果を簡潔に要約したのが下の表である

意思の表出の表出先、表出主体の区分

種 類	表出先	表出主体
勧 告	政府	日本学術会議
要 望	政府および関係機関等	日本学術会議
声 明	政府・関係機関・社会等	日本学術会議
提 言	政府・関係機関・社会等	部・委員会・分科会
報 告	政府・関係機関・社会等	部・委員会・分科会

2. 日本学術会議の対外的な意思表出方法のこのような再整備と並んで、科学と社会委員会では「部及び課題別委員会による勧告・要望・声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン」を作成して、対外的な意思表出の標準的なサイズ、科学と社会委員会による査読手順および作成される対外文書に最小限度に要求される水準並びに成熟度などを明示することにした。

(2) 国際的活動

◎国際委員会報告

国際委員会は、日本学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関することをを行う委員会として、平成 18 年 10 月から計 21 回開催し、国外で開催される学術に関する国際会議への代表派遣、国内における学術に関する国際会議の共同主催、アジア 11 か国の代表により学術分野での意見交換を行うアジア学術会議の開催、持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議、G 8 学術会議等についての検討を行うとともに、加入国際学術団体の見直し、国際社会や一般に対する提言強化など今後の国際活動のあり方等について議論するなど、主として戦略的な観点から日本学術会議の国際活動が一層活発なものとなるよう審議を行った。なお、具体的な検討は、分科会・小分科会を設けて行った。平成 19 年度には、加入国際学術団体の見直しのため、「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」に基づき、加入国際学術団体の調査を 2 月に行い、その調査結果を基に見直し等を行う「国際対応戦略立案分科会」を設置し、平成 20 年度に同分科会が取りまとめた「日本学術会議の国際対応への戦略的方向づけ」を審議し、国際委員会報告を行った。この他、代表派遣の成果を日本学術会議で共用するため、派遣者の報告を随時、平成 19 年 4 月から HP に掲載する等を行い、日本学術会議の国際活動の成果として公表している。

本委員会は、今後も、日本学術会議が我が国の内外に対する科学者の代表機関として、世界の学会と連携して学術の進歩に寄与するとともに、この成果を日本学術会議の審議に反映させ、我が国の科学の向上発達に資するため、日本学術会議の国際活動の在り方について議論を深めていく必要がある



第 8 回アジア学術会議（中国）

◎ G 8 学術会議報告

2005 年の英国グレンイーグルス G 8 サミットを前にした 2004 年 11 月に開催された InterAcademy Panel (IAP) 理事会において、英国王立協会の提案で日本学術会議と米国科学アカデミーが科学の立場から G 8 首脳に政策提言を行うことを合意し、英国王立協会が G 8 各国のアカデミーに呼びかけた。これに応じてカナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシア、英国、米国の G 8 各国にブラジル、中国、インドの 3 カ国が加わった「G 8 + 3」アカデミーが協議を行い、「気候変動に対する世界的対応に関する各国学術会議の共同声明」および「アフリカ開発のための科学技術に関する各国学術会議の共同声明」が取りまとめられ、2005 年 6 月 8 日に各国アカデミーからそれぞれの国の首脳に声明が伝えられた。

これがきっかけになって、2006 年のロシア・サンクトペテルブルク G 8 サミットに向けて、前年の 11 カ国に南アフリカが加わった「G 8 + 4」アカデミーが集まり、ロシア科学アカデミーが中心になって、「エネルギーの持続可能性と安全保障に関する各国学術会議の共同声明」および、「鳥インフルエンザと感染症に関する各国学術会議の共同声明」を取りまとめ、2006 年 6 月 14 日に各国首脳に伝えられた。

2007 年のドイツ・ハイリンゲンダム G 8 サミットに向けて、ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナが中心になり、前年の各国にメキシコが加わった「G 8 + 5」各国が、「成長と責務」を統一テーマにして、「持続可能性、エネルギー効率及び機構保全に関する各国学術会議の共同声明」および、「イノベーションの推進と保護に関する各国学術会議の共同声明」を取りまとめた。2007 年 5 月 16 日には、金澤会長が安倍首相に共同声明を手交するなど、各国アカデミーがそれぞれの国の首脳に共同声明を伝えると共に、主催国のドイツでは G 8 サミット議長のメルケル首相が各国アカデミー代表者と気候変動について会談を持ち、日本学術会議からは土居副会長が出席した。

4 回目の共同声明の作成は日本学術会議がとりまとめを担当することになっているため、2008 年 7 月の洞爺湖サミット開催の 1 年以上前の 2007 年 3 月に、日本学術会議は国際委員会 G 8 学術会議分科会を発足させ、各国学術会議の共同声明の取りまとめの準備に入った。5 月には金澤会長が英国王立協会を訪問し、英国の経験を学ぶと共に今後の協力要請を行った。

2007 年 6 月のドイツサミットの終了と共に共同声明の作成に向けた準備が本格化した。折しも地球温暖化に関する IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第 4 次評価報告が発表されたこともあり、共同声明のひとつは気候変動をテーマとすることにした。二番目のテーマについては、2008 年 5 月に横浜において政府等が主催する第 4 回アフリカ開発会議 (TICAD IV: The 4th Tokyo International Conference on African Development) が開催され、小泉前首相の発案で創設され、アフリカでの感染症等の疾病対策への貢献に対して与えられる「野口英世賞」の授賞式もあることから、「人間の安全保障、貧困と教育 (医療) / アフリカ開発問題」を案とした。また、これらの課題の中で「健康問題」についても言及することとした。そして G 8 学術会議分科会委員は関係の有識者を招いて勉強会を繰り返し、検討を続けた。

2007 年 10 月に京都で第 4 回 STS フォーラム年次総会 (Science and Technology in Society Forum: 科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム) が開催され、米国科学

アカデミーの Cicerone 会長、John Boright 氏、英国王立協会の Bernie Jones 氏、ブラジルアカデミーの Eduardo Moacyr Krieger 前会長、Paulo de Goes 氏が参加したので、この機会に会長が共同声明について上記の案を紹介し、参加者の同意を得た。

2007 年も終わりに近い 12 月 20 日には、洞爺湖サミットのテーマについて①環境・気候変動、②世界経済、③開発、④核不拡散等政治問題になる予定であるとの情報が外務省から入った。

2008 年の正月の間に「気候変動」と「開発問題」の共同声明案のドラフトを作成。正月明けからその内容の検討に入った。

2008 年 1 月 24 日、諸般の情勢を検討して G 8 アカデミー共同声明のテーマは「気候変動」と「地球規模の健康問題」の 2 つとし、「開発問題」は Network of African Science Academies (NASAC) からの提案とすることを会長が決定、NASAC の Hassan 会長にその旨を連絡した。

2008 年 1 月 28-31 日にアムステルダムで開催された InterAcademy Council (IAC) Board Meeting において、参加各国のアカデミー代表に会長が G 8 アカデミー共同声明のテーマについて説明し、賛同を得た。また、同時に開催された InterAcademy Panel (IAP) Executive Committee において唐木 G 8 学術会議分科会委員長が報告を行った。

2008 年 3 月 17-18 日に、G 8 + 5 各国のアカデミー代表が東京に集まり、日本学術会議が作成した「気候変動」と「地球規模の健康問題」の 2 つの共同声明案について詳細な検討を行い、大筋について合意を得て、最終版に向けての微小な修正はメールで行うことにした。

2008 年 3 月 28 日には「開発問題」について NASAC が作成した「開発問題」に関する声明案に Inter-American Network of Academies of Science (IANAS) および Science Council of Asia (SCA) が賛同し、三者の名前で G 8 サミットに提言することを NASAC から連絡があった。

2008 年 5 月 19 日、各国アカデミーの意見を調整して共同声明最終案を作成し、各国アカデミーに送付した。その後、一部アカデミーから再改定意見が届いたが、タイプミス等の明らかな誤りを除いて原文のままで確定した。

2008 年 5 月 28-30 日、横浜において第 4 回アフリカ開発会議 (TICAD IV) が、「元気なアフリカを目指して-希望と機会の大陸」との基本メッセージの下に開催され、NASAC が作成した「開発問題」に関する声明が配布された。

2008 年 6 月 10 日、会長より福田総理大臣に「気候変動」および「地球規模の健康問題 (グローバル・ヘルス)」についての G 8 アカデミー共同声明を手交するとともに、世界同日の公表が行われた。

2008 年 7 月 7 - 9 日、洞爺湖サミットが開催された。

追記：G 8 + 5 アカデミー共同声明作成という日本学術会議始まって以来の大きな事業が成功裏に終了したのは金澤一郎会長の強い指導力の成果であった。また土居範久副会長(国際委員会委員長)を始めとする委員および多数の有識者の全面的な協力と、国際担当村田啓子参事官(現首都大学東京教授)を始めとする事務局員の献身的な努力がなければ、この事業は動かなかった。最後に終始ご協力頂いた王立協会の Bernie Jones 氏の功績を特に記す。

(3) 科学者ネットワークの再構成

日本学術会議は、内外に対するわが国の科学者の代表機関として、科学の向上発達と行政、産業及び国民生活に科学を反映し浸透させることをその任務としている。そのためには、科学者コミュニティの中核機関として、人文・社会科学、自然科学の全ての分野の科学者の意見を集約するとともに、総合的、俯瞰的観点から活動していくことが求められている。特に、近年、ジャーナル問題への対応やわが国科学者の国際的なコンソーシアムへの適切な参加の支援が喫緊の課題となっており、日本学術会議は、科学者及び学協会と、これまで以上に密接に連携を取り、一体となって対処していかなければならない。そのためには、今後、学協会をも含む科学者のネットワークを再構成していくことが強く求められている。

日本学術会議では、これまで地方の科学者との連携強化を図るとともに、学術の振興に寄与することを目的として、全国を7ブロックに分けて地区会議を組織し、活発な協議を重ねてきている。さらに、産学官連携を推進する観点から、科学者に加え、実務経験者等が一堂に会し、研究協議、情報交換、対話・交流等の機会を設けるため、産学官連携サミットを関係府省とともに主催している。また、学術会議の活動をタイムリーに会員、連携会員等に伝えるためニュースメールを発行するとともに、科学者コミュニティ向けの月刊情報誌「学術の動向」への編集協力などを行っている。

◎協力学術研究団体との連携

平成 16 年 4 月の法改正により、学術研究団体による会員推薦の制度が廃止されたことに伴い、従来の登録学術研究団体制度が廃止され、日本学術会議の広報活動への協力を行う広報協力学術団体と統合し、平成 17 年 10 月に協力学術研究団体制度が設けられた。

その際、日本学術会議では、登録学術研究団体及び広報協力学術研究団体であった約 1,700 の学協会に対して新制度への移行の案内を行い、申込に応じて、随時、協力学術研究団体の指定を行ってきている。

現在（平成 20 年 8 月末時点）、日本学術会議は、平成 17 年 10 月以降の新規指定を含む約 1,670 の協力学術研究団体の協力を得て、アンケート調査等を通じて各分野学術研究団体との緊密な連絡・協力関係の維持・強化を図るとともに、シンポジウムなども開催して広報活動等に努めている。

URL:http://www.scj.go.jp/info/link/link_touroku_a.html

◎地区会議の開催

日本学術会議は、地域の科学者と意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 7 つの地区会議を組織している。従来、これらの地区会議は、各部の推薦により選出された各地区に在勤又は在住する会員の一部で構成されていたが、地区会議の活動の更なる活性化を目指し、平成 19 年 9 月 20 日付けで地区会議運営要綱の改正を行った。これにより、すべての会員・連携会員が原則勤務地のある地区会議に所属することとなり、また、各地区会議はその運営と活動に責任を持つ組織である「地区会議運営協議会」のメンバーを独自に選出できるようになった。こうして新たに置かれた地区会議運営協議会は、年度の事

業計画を策定して、学術講演会の企画・立案と実施に向けた活動や、地区会議ニュースの発行などを行っている。学術講演会は、地域の求める情報に即したテーマを設定し、一般市民を対象として各地区年 2 回程度開催している。また、日本学術会議の活動を地域の科学者に周知するとともに、各地域の科学者の意見を聴く場として、「科学者との懇談会」を各地区年 2 回程度開催している。さらに、平成 19 年 10 月、平成 20 年 4 月に、地区会議代表幹事会を開催し、全地区横断的な事項を討議し、活動方針を決定した。



九州・沖縄地区会議での学術講演会（沖縄）

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html>

◎情報の発信

日本学術会議の活動に関する情報などを幅広く社会一般に発信するために、主に次に挙げる事項に取り組んでいる。

●パンフレットの作成

最近の日本学術会議の活動などをまとめたパンフレットを作成し、各種講演会・シンポジウム等において配布している。

また、海外の科学者にも日本学術会議の活動を知ってもらうべく、英語版パンフレットを作成し、我が国で開催された G 8 学術会議等において配布した。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/print/index.html>

●電子媒体の活用

各種情報へのアクセスを容易にするため、ホームページの充実に努めている。

平成 20 年 4 月には、日本学術会議が今まで表出してきた提言等を掲載しているページについて、より検索しやすくするようリニューアルしたところである。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/index.html>

また、会員、連携会員及び協力学術研究団体向けに随時、ニュースメールを発信し、科学者間ネットワークの構築に努めている。なお、ニュースメールは日本学術会議ホームページからも見ることができる。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/news/index.html>



日本学術会議関連の各種広報誌など

● 『学術の動向』 への編集協力

学術情報誌『学術の動向』（日本学術協力財団発行）へ様々な企画を提供するなどの編集協力を行うことにより、学術の普及啓発を図るとともに、日本学術会議の活動をより多くの人に知ってもらうよう努めている。

◎学術団体法人化への対応措置**1. 問題説明：新公益法人法施行と学協会**

公益法人に関する民法 34 条以下の規定が明治以来、110 年ぶりに改正され、「新公益法人法」の施行が平成 20 年 12 月に開始されることになった。これに伴い、日本学術会議と関わる多くの学会・協会に影響がもたらされることになった。このため、本問題に迅速に対応するために、日本学術会議「学協会の機能強化方策検討等分科会」に浅島誠日本学術会議副会長を委員長とする「学協会の公益機能検討等小分科会」が設置され、同法適用に関する情報収集と関係者へのヒヤリングを行った。こうした活動を行った理由は、我が国においては学術団体がもつ国益・公益を担う重要な役割を積極的に認知する姿勢が弱く、今回の公益法人制度改革において学術団体が圧倒的多数の非営利法人の中に埋没する可能性を否定できないためである。また、事務手続きの複雑化などと相俟って、ますます日本の学協会の国際的競争力を低下させるおそれがあるためである。したがって、「学協会の機能強化方策検討等分科会」では短期的には喫緊に迫った「新公益法人法」の施行に関する情報を学協会に提供するとともに、中長期的には学術団体を支援・強化するための新しい法人制度の創設に向けた検討を行うことになった。

2. 学術会議の対応：新公益法人法に対するパブリックコメントの提出

「学協会の機能強化方策検討等分科会」では、数回にわたる議論の結果、平成 20 年 3 月 14 日に、内閣府公益認定等委員会に対して「公益認定等ガイドライン案に関するパブリックコメント」を提出するとともに、以下の「公益法人化にかかわる要望事項」をとりまとめた。

提言 1：学協会が、厳正な査読体制による選考に基づいて純粋に学術的なジャーナルを刊行し、かつ刊行後一定期間経過後に非会員からもアクセスできる措置を執る場合には、当該ジャーナル刊行事業を公益事業とする。

提言 2：学協会が、技能や技術などで一定の水準に達している申請者に資格付与を行う際に、当該資格付与の基準を公開して当該資格付与の機会を一般に開放するために過去に出題された資格付与試験問題などを記載した書籍刊行を行う場合には、公益目的事業とする。

提言 3：学協会が、社会的に重大な災害や事故などが発生した場合に専門家を派遣して調査活動を行い、その原因解明や防止策などを検討・公表する場合、これらの調査活動を公益目的事業とする。

提言 4：学協会が、人材育成を目的として研究会や大会、シンポジウム、セミナーなどを行い、かつ一定のセッションについて学協会の会員以外にも広く開放されている場合、当該研究会等開催を公益目的事業とする。

提言 5：理事会とは独立に会員の互選によって選ばれた一定の社員（例えば代議員）に

より社員総会を構成することができるものとする。

提言 6：純粋な学術的な活動を行う学協会について、将来的に「学術法人」として、他の団体とは区別して法人化認定を行うようにする。

なお、上記パブリックコメントに対する反応として、内閣府公益認定等委員会によるガイドラインにおける「講座、セミナー、育成」の事業名例に「学術集会、学術講演会」が追加された。

また、日本学術会議協力学術研究団体を対象とする「公益法人に関するアンケート」を行い、新法人法に対する学協会の不安や要望をとりまとめた。そして、これら一連の活動を踏まえて、平成 20 年 5 月 22 日に「学協会の機能強化方策検討等分科会」から「提言：新公益法人制度における学術団体のあり方」を提出した。

3. シンポジウム

さらに「学協会の機能強化方策検討等小分科会」で収集した情報を学協会に提供するために、「日本学術会議科学者委員会学協会の機能強化方策検討等分科会」主催による「新法人法への対応シンポジウム－学協会の公益性の確立に向けて－」を平成 20 年 7 月 29 日に日本学術会議 1 階講堂で開催し、450 の日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学協会から参加申し込みを受けた。



新法人法への対応シンポジウム

当日のシンポジウムでは、①法人法改正に伴う各種法人と税制について、②一般社団法人・一般財団法人の要件について、③公益社団法人・公益財団法人の要件について精通した方からの実務的な解説を行い、その後、出席した多くの学協会からの質問を交えて活発な質疑応答を行った。なお、このシンポジウムを通じて、内閣府公益認定等委員会によるガイドラインにおける事業名例に「学会誌刊行」を追加することを要望した。

4. 今後の計画

今後、平成 20 年 12 月に開始される申請を踏まえて、学協会の要望と認定・認可の実態の間に乖離が生じるのかどうかを確認した上で、「学協会の公益機能検討等小分科会」ならびに「学協会の機能強化方策検討等分科会」を開催して日本学術会議による要望としてとりまとめて関係者と協議する場を設ける予定である。また、それらの活動を通じて学術団体法人化に関して日本学術会議が収集する情報を各学協会に提供するとともに、各学協会からの意見を取りまとめるために、今後も「新法人法への対応シンポジウム」を適時、開催する予定である。

なお、最後に、日本学術会議における本活動は、あくまでも新法人法に関する情報提供と要望の取り纏めを目的とするものであり、言うまでもなく日本学術会議が学協会に対して特定の方向性を示唆するものではないことを付け加えることにしたい。

(4) 日本学術会議を支える3つの学術・科学部門

◎ 第一部（人文社会科学）

1. 第一部の構成と運営

第一部は、人文社会科学分野の科学者によって構成される。関連する分野別委員会は、言語・文学、哲学、史学、心理学・教育学、社会学、地域研究、法学、政治学、経済学および経営学の10委員会であり、そのもとに65の分科会が設置され、活動している。

運営の中心は、会員全員からなる部会であるが、機能的にもっとも大きな役割を果たしているのは、拡大役員会である。拡大役員会は、部の役員（部長、副部長、幹事2人）と分野別委員会の委員長・副委員長によって構成し、隔月開催を定例化している。これは、学術会議の全体の運営に関わる事項を検討するとともに、分野別委員会および分科会の活動を掌握し、リードする役割を担っている。

2. 第一部の役割

日本学術会議の活動の総合性、俯瞰性を実現するために、人文社会科学の果たす役割は重大である。日本の学術は、歴史的な理由もあり、先進諸国との比較においても工学系の比重が大きいように思われる。学術総体における人文社会科学の位置の分析は、第一部の固有の課題である。第一部は、第20期の当初から10の分野別委員会が合同して「人文社会科学と学術」分科会を設置し、①大学における教養教育の再興、②大学院における若手研究者の育成とキャリアパスの拡充、および③人文社会科学の学術的制度基盤の強化を具体的な検討課題として審議を進めた。「人文社会科学の役割と責任を問う」（平成18年12月・大阪）、および「21世紀のリベラルアーツを求めて－新しいリベラルアーツの創造」（平成19年12月・名古屋）をテーマにして、公開シンポジウムを開催した。また、部会においても、人文社会科学の当面する学術体制上の諸問題について討議を進めた。これらを踏まえながら、同分科会は、第21期において活動を継続し、「提言」をまとめることとしている。

日本学術会議と学協会の連携活動の一つとして、第一部は、JSTが実施する学会誌の電子アーカイブ化事業に協力し、各分野別委員会を通じて第一部関連の学協会と連携し、平成19,20年度に約30学会誌の電子アーカイブ化を促進することができた。

第一部の会員、関係連携会員の具体的な役割の一つは、課題別委員会において人文社会科学からの貢献を進めることである。「これからの教師の科学的教養と教員養成のあり方について」（要望）、「博物館の危機をのりこえるために」（要望）、「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題」（対外報告）、「提言・ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」（対外報告）、「政府統計の改革に向けて－変革期にある我が国政府統計への提言」（対外報告）などは、第20期における貢献をよくうかがうことができよう。

3. 第一部関連分野別委員会および分科会の活動

第20期を通じて、第一部関連の分野別委員会および分科会によって開催された公開シンポジウムは、52回に及ぶ。また、日本学術会議からの意思の表出として、提案準備中のものを含めて12件の「対外報告」・「報告」・「提言」が作成されている。これらの文書については、幹事会への提案前に、第一部のなかで査読委員2人による査読が行われ、社会的に責任をもつ文書の作成に努力している。

◎ 第二部（生命科学）

1. 第二部の構成と運営

第二部は、生命科学分野の科学者によって構成される。関連する分野別委員会は、基礎生物学委員会、応用生物学委員会、農学基礎委員会、生産農学委員会、基礎医学委員会、臨床医学委員会、健康・生活科学委員会、歯学委員会、薬学委員会、そして第三部と共同で設置する環境学委員会の 10 委員会と、そのもとに設置された 100 を越える分科会が中心になって活動している。なお、21 期から農学基礎委員会と生産農学委員会はそれぞれが農学委員会と食料科学委員会に改組される予定である。第二部の運営は会員全員からなる部会で行い、各委員会および分科会の運営はそれぞれが会議を開催して行っている。

2. 第二部の役割

第二部は日本学術会議の中で生命科学を担当し、主に、生物に関する科学および健康と食料に関する科学をとりあつかう。遺伝子に関する知識と技術の発達健康の維持と医療技術の向上、そして食料の増産に直結する時代になり、研究の活性化の必要性和共に、倫理問題あるいは環境問題も浮かび上がってきている。また、医師の不足や偏在、そして医療財政の問題などを包含する医療の崩壊の危機が指摘されている。このような状況を背景にして、第二部がそれらの問題について提言や報告を行う機会は極めて多い。

健康および医療関係では、主なものだけでも、「終末期医療のあり方について—亜急性型の終末期について—」、「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—」、「日本における臨床治験の問題点と今後の対策」、「身体障害者との共生社会の構築を目指して：視覚・聴覚・運動器障害認定に関する諸問題」、「信頼に支えられた医療の実現—医療を崩壊させないために—」、「臨床医学会の社会的責任—腎・泌尿・生殖医療分野の立場から—」、「医療系薬学の学術と大学院教育のあり方について」、「看護職の役割拡大が安全と安心の医療を支える」、「今後のライフサイエンス・ヘルスサイエンスのグランドデザイン」、「事故による子どもの傷害の予防体制を構築するために」、「出生前・子どものときからの生活習慣病対策」、「専門薬剤師の必要性和今後の発展—医療の質の向上を支えるために—」、「狂犬病対策システムの構築に向けて」などがある。

また食料関係では、「わが国食料生産における資源循環型畜産技術の開発と地域活性化」、「渇水対策・沙漠化防止に向けた人工降雨法の推進」、「農学教育のあり方」、「IT・ロボット技術による持続可能な食料生産システムのあり方」、「食生活の教育」などの提言や報告を行っている。

その他に、多くの公開講演会等を開催しているが、その一つは生命科学の最先端を分かりやすい形で市民に伝えることを目的として、年に 2 回、定期的に公開シンポジウムを開催し、すべての二部会員が任期の間に 1 度は講演を行うことである。



第二部主催冬季市民公開シンポジウム

◎ 第三部（理学・工学）

第三部は、理学および工学分野で構成されている。第 19 期までの 7 部制では理学（第 4 部）、工学（第 5 部）に分かれていたが、学術のより総合的な発展を視野に、第 20 期からこの形になった。現在、以下 11 の分野委員会がある（カッコ内は所属会員数：重複を含む）。

環境学委員会（19）、数理科学委員会（4）、物理学委員会（13）、地球惑星科学委員会（6）
情報学委員会（19）、化学委員会（11）、総合工学委員会（21）、機械工学委員会（10）
電気電子工学委員会（12）、土木工学・建築学委員会（9）、材料工学委員会（9）

上記分野別委員会に設置された分科会は、国際対応分科会も含め合計 74 である。今期三年の部活動を経て、理学・工学が一体となった活動のしっかりした基盤が出来たと考えている。

理学・工学は、日本の大学・社会においても、古くから科学・技術の基盤を支える役割を担ってきた学術分野である。理学・工学が教育において果たすべき役割は基本的・基盤的な面が大きい。大学院を含めて日本の教育・大学・社会で現在起きている大きな状況の変化には、真剣な対応が必要である。他方で研究は、常に新しい発展を求める変革の波の中であって、新たな分野の勃興や融合が絶えることはない。日本学術会議としてもそうした状況変化や将来展望を見据え、常に適切な対応・組織変革への目配りが必要である。

理学・工学における現在の課題の一つとしては（理学もそうであるが工学ではとりわけ）、新しい技術革新への期待が大きい一方、現実には高度な研究者・技術者養成の困難が拡大していること、また、長期的で持続的な自発的研究の基盤が劣化していることがある。他方では、拡大する一途の生産と消費とともに進行する環境の劣悪化の中で、人間社会が今後有効に機能を維持してゆけるのかどうか問われており、そうした問題において、理学・工学分野の研究者の責任や果たすべき役割は、極めて重いと云わねばならない。

以上の視点から見ると、新しく設定された分野の一つである環境学委員会は第一部・第二部会員も多く所属することが特徴で、今後の分野の考え方の一つのサンプルともなり得る。同委員会では「環境学とは何か」の議論から始め、広い分野からなる環境学の立ち上げを図っている。長い伝統を持つ基礎的分野としての性格が強い理学系でも地球分野を地球惑星科学に統合し、物理学の各分野が合同するなど、流動する分野の動向が一定程度組み入れられ、機能している。工学分野でも広い分野を総合工学委員会に統一するなど総合化が大きく進み、分野横断的な審議検討のスタイルは確実に根付いている。理学・工学全体として見るなら、学術研究の新たな展開を組み入れた発展をどのように展望し、科学コミュニティや行政諸機関といかに連携し、どのように社会と有効に相互作用する学術研究の体制を整えてゆくかが、最も重要な課題である。

今年から始まった「日本の展望---学術からの提言」のとりまとめでは、重要な社会的テーマとともに各分野の長期的展望の検討・とりまとめが柱の一つとなる。それが日本社会、そして日本学術会議にも重要な指針となるだろうことを、期待したい。



第三部主催公開シンポジウム

(5) 科学の智の普及のために

◎ 第一部（人文社会科学）

日本学術会議第一部は、人文社会科学分野の科学者コミュニティの知的探究活動の成果を社会に還元し普及する活動として、各分野別委員会・分科会の開催するシンポジウムと併行して、部全体の企画として公開シンポジウムを開催してきた。第 20 期においては、2006 年 12 月 14 日に大阪（ホテル阪急）で開催した「人文社会科学の役割と責任を問う」と、2007 年 12 月 1 日に名古屋（中京大学）で開催した「21 世紀の大学教育を求めて—新しいリベラル・アーツの創造」の二つの公開シンポジウムを中心に科学の智の普及・啓蒙活動が展開された。

公開シンポジウム「人文社会科学の役割と責任」における報告と議論の詳細は『学術の動向』（2007 年 4 月号）において紹介されているが、このシンポジウムにおける中心的な論題は、人文社会科学が陥っている危機の実態を認識することと、社会全体における教養の崩壊という状況において人文社会科学の役割と責任を再認識することにあった。人文社会科学の危機については、日本の大学における人文社会科学の位置づけが欧米の大学と比べて著しく低い現状から問い直す必要性が議論された。シンポジウムの基調提案において指摘されたように、大学院進学率において理工農系は 32.4% であるのに対して人文社会系はわずか 4.2% に過ぎない。学位取得者の専攻分野別構成を見ると、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツでは修士号において人文社会系が 40% から 60% を占め、博士号でも 30% から 40% を占めているのに対し、日本では修士号の 45% を工学系、博士号の 44% を医学系が占め、人文社会系は修士号で 20%、博士号では 10% 程度に過ぎない。欧米諸国の大学院が人文社会系を中心に組織されているのに対し、日本の大学院は工学系（修士）と医学系（博士）を中心に組織されている。欧米諸国の大学院生の専攻バランスと比較して、日本の人文社会系の院生のバランスは 4 分の 1 である。専攻分野のバランスにおける日本の大学の特殊性は教員数や研究資金においていっそう顕著であり、しかもその格差は科学技術政策と競争的環境のもとでいっそう拡大している。

人文社会科学の学術振興の基礎の一つであり人文社会科学系の研究者の中心的な役割と責任の一つが、社会全体の教養を復興し活性化をはかることである。公開シンポジウム「21 世紀の大学教育を求めて—新しいリベラル・アーツの創造」は、その趣旨で開催された。教養教育の重要性は誰もが指摘している事柄だが、日本社会全体の教養の崩壊は危機的であり、大学設置基準の改訂（1991 年）以降、大学の教養教育の衰退も限界まで達している。この事態に対して有効な解決策を講じてこなかった人文社会科学系の研究者の責任は甚大である。シンポジウムにおいては、「リベラル・アーツ」と表現されてきた大学の教養教育の枠組みを問い直し、「新しいリベラル・アーツ」あるいは「新しい教養」の教育の在り方が多様な事例とともに率直に議論された。市民的教養の教育を大学のミッションの中核にすえることは、21 世紀の日本社会と大学の命運を決める最重要課題の一つである。しかし、教養教育の再生はどこから着手すべきなのか。教養の復興と活性化において人文学分野の科学者コミュニティはどのような役割と責任を担うのか。これらの課題について、第 20 期の第一部の活動は、社会の啓発活動と政策提言に向かう一歩を踏み出したに過ぎない。しかし、人文社会科学の危機と教養教育の重要性は、科学者コミュニティにおいてすでに共有されている。第 21 期では、いっそう対外的に啓発活動を推進し、人文社

会科学と教養の危機を克服するための政策提言を行うことが求められている。

◎ 第二部（生命科学）

科学の智は科学者のみが保有するものではなく国民と共に共有するものであり、それにより価値が生ずると共に活用が可能となる。

このような観点から日本学術会議ではすでに 2004 年 4 月 20 日「社会との対話に向けて」という声明を出した。すなわち日本学術会議は、科学者と一般市民が同じ目線で共感し、互いに信頼をもって協働することが重要であり、これを科学者が認識するという事実と結論している。

日本学術会議では、サイエンスリテラシー、すなわち科学の智を普及させる為に自ら若者向けの講演会を開催し、平成 18 年以降は成人向けのサイエンスカフェが科学力増進分科会を中心に 2005 年より北海道から沖縄まで全国 21 か所で行われ、その結果、科学者と一般市民の距離感を縮めることに成功した。一方科学者は社会とつながっていることを実感し、講義や学会発表と異なる双方向のサイエンスコミュニケーションを新たなスキルとして示すことが出来た。

さて、第二部において、一般市民に科学技術の知識、技術や将来の方向性を科学者と共有し豊かな社会を構築することを目的として、2007 年 10 月より 2008 年 7 月までの間に、フォーラム 2 回、セミナー 1 回、講演会 3 回、シンポジウム 10 回及び市民への公開シンポジウム 12 回、合計 28 回を開催した。サイエンスコミュニケーションの方法として異なった手法がとられたが、対象が一般市民であったり、科学者あるいは大学生、高校生であったりした為である。

特に健康、生活および環境に直結したトピックスの公開シンポジウムでは知識を互いに共有する、いわゆるサイエンスコミュニケーションが実践された。これらの公開シンポジウムでは、複数の分科会および委員会により共同で開催され、社会・一般市民と科学技術コミュニティー間の橋渡しを科学コミュニケーターとして十分に果たしたと云える。

第二部の主催による冬季および夏季の公開シンポジウムも平成 20 年 2 月 5 日、「明日に向かって生命をつなぐ」—生命科学の最前線—（日本学術会議講堂）および平成 20 年 7 月 4 日「暮らしを支えるサイエンス」—生命科学からのメッセージ—（鶴見大学記念会館ホール）で医歯薬アカデミーの後援のもと開催された。

近年、生命科学は短期間の内に目覚ましい進歩を遂げており、一般市民にとっては生命の本質にどこまで迫れるか、また明らかになったかが注目されるどころであり、さらに人の幸福に資する生命科学がどのような方向性に進むのか興味深いところである。医学、農学、薬学、歯学および看護学のそれぞれの分野で先進的研究をすすめ、オピニオンリーダーである科学者が個々の研究成果を紹介して、一般市民と共有し、「明日に向かって生命をつなぐ」あるいは「暮らしを支えるサイエンス」と題して人類の明るい未来を展望し、生命科学への世界へ市民を誘い、智の共有をめざしたものであった。

今期も多くの科学コミュニケーションが第二部において実践されてきたが、科学と社会の健全な発展に資するものとして日本学術会議では 2006 年よりサイエンスアゴラ（広場）を共催してきた。今後は学術会議の個々の会員が科学コミュニケーターとして社会・一般市民への説明責任を果たし、社会からの質の高いフィードバックを受ける為にも、多様化した社会のコミュニティーすなわち、学協会、研究所、行政府などと一般市民、科学館、

学校などのコミュニティー間の橋渡し役を努めることが重要である。

◎ 第三部（理学・工学）

科学の智の普及のため会員が積極的に社会と接点を求めてゆくことは、新しい学術会議の方針のひとつである。第三部では、部全体・課題別委員会・分野別委員会・分科会・関連学会を通じての活動を、積極的に進めてきた。第三部主催も含め分野別委員会・分科会等が開催した公開シンポジウム、サイエンス・カフェは、第 20 期を通して 60 回以上に及ぶ。ユニークな活動も、多く展開された。その若干を紹介し、活動の有効性と課題を検証する。

- (1) 科学の智の普及のためにも、我が国の将来を担う人材の育成とともに、子どもの成育環境を整えることが肝要である。第 20 期には第三部会員が中心になって日本の子どもの元気を育む環境を学術的視点から総合的に検討する課題別委員会を発議し、分野横断的な提言を行った。引き続いて各部にまたがる合同分科会「子どもの成育環境分科会」を組織し、子どもの成育環境改善のための提言をまとめた。
- (2) 話題を呼んだ冥王星問題について、物理学委員会の天文学・宇宙物理学分科会と IAU 分科会は、教育・普及・ジャーナリズム等広範な委員による小委員会を組織し、冥王星を含む小天体群を「太陽系外縁天体」と呼ぶこと、“dwarf planet”は「準惑星」と呼ぶなど日本での取り扱い方針をまとめ、対外報告として公表した。また学校・教師・出版等に新しい太陽系像を分かりやすい形で提供するリーフレットやポスターを作成し、科学館、小中学校等に送付して、好評を得た。科学に対してネガティブに作用する恐れもあった冥王星騒ぎを機に、新しい科学の成果を広く社会に提供することが出来た。
- (3) 大型科学計画や研究施設は、智の普及においても重要な役割を果たすべきである。例えば地球深部探査船「ちきゅう」について、地方部会の際の市民公開講演会のほか、サイエンス・カフェ等を通じ普及が行われている。学会と協力しての智の普及も活発化している。一例として生活に広く組み込まれている様々な“機械”と人間とのふさわしい関係を国民と共に考える機会を作るために「機械の日」、「機械週間」が独自に制定され、精密機械の日等の制定にも刺激を与えた。2009 年の「世界天文年」も支援している。
- (4) 冒頭にも述べたが、科学の智の普及のために会員、連携会員を中心に小グループを作った研究室公開、出張授業やサイエンス・カフェなど、研究者が分かりやすく親しみやすい形で科学技術を伝えていくアウトリーチ活動が、分科会等の先導で活発化している。例えば JST 研究開発プログラム「先端研究者による青少年の科学技術リテラシー向上」や「サイエンス・アゴラ」等への継続的参加など、公的支援の利用も増えている。

【まとめ】 科学の智の普及について、いま学術会議がなすべきは、社会に対し大胆に直接訴えかけること、また若い世代の研究者に普及の重要性をアピールしその熱意とエネルギーを汲み上げることである。大型研究施設や大型計画はミッションの一つとして智の普及に積極的に取り組むべきであり、またそれは有効である。一方で、小グループや個人のアウトリーチ活動の持続的活性化も重要であり、研究教育機関ではアウトリーチ活動を支える組織的仕組みやその活動を業績評価に結びつける等、環境整備にとり組むべきである。

(6)「日本の展望」プロジェクトの継承と構想**会長 金澤一郎**

科学者コミュニティを代表して、国内外を問わず社会に向けて「学術的に適切で偏りのない」助言を行う役割が日本学術会議にあるとすれば、それは果たさねばならない。その上で、総合科学技術会議が日本の科学技術政策の「司令塔」としてその年々の政策決定に責任を持つのであれば、車の両輪といわれるもう一方の輪である日本学術会議は、もう少し長いスパンで遠いところに目を向けて学問全体を眺める役割を受け持とうと考えたとしても不思議ではないだろう。なにしろ、総合科学技術会議が機能を果たす上で基盤とする科学技術基本法では、明確に「人文・社会科学領域の学問を除く」としているのであるから、学問全体を眺めるのは日本学術会議でしか行い得ないことは明白だからである。

こうして、人文・社会科学から自然科学、工学などすべての学術分野を統括する日本学術会議が、吉川弘之会長の指導の下で第 18 期（平成 12 年 10 月～平成 15 年 9 月）に長期的

で調和のとれた助言を社会に対して発する作業を精力的に進め、ついに平成 14 年 12 月に B5 版で 141 頁におよぶ報告書「日本の計画 Japan Perspective、学術により駆動される情報循環社会へ」を世に問うたのである。この報告書は、基本的骨格といってもよい思想で一本貫かれている。それは、このたび我々がスタートさせた「日本の展望」プロジェクトにも基本的に引き継がれるべき重要なコンセプトであるので、ここに改めて要約して記すことにする。なお、二重括弧内は「日本の計画」からの引用部分である。

「日本の計画」では、『20 世紀の歴史を通じて、地球という有限な空間における人間活動の拡張が限界に達しているという事実が明らかになってきた』ことから、この『地球の物質的有限性と人間活動の拡大によって生じた』様々な問題を『「行き詰まり問題」としてとらえることを提案』し、同時にこれを出発点としている。従って、我々は『解決不可能であるかのように思われる』『「行き詰まり問題」を解決する方法論を何とかして見出して、『人類社会が共有すべき目標として、広く受け入れられつつある「持続可能な開発（Sustainable Development）」を実現しなければならない。その際に重要なことは、『地球の有限性の中での人類社会の持続可能な開発は、欲望の抑制や欲望の方向転換を通じて確保されるべき』ことであり、また『その過程では、文化の多様性（Diversity）を尊重する中でさまざまな格差や不平等を解消し、人類社会の基本的な普遍性に基づく平等性（Equality）を確保する必要がある。』と提案し、こうした持続可能な開発に向けた配慮を『「持続可能性への進化」（Evolution for Sustainability）と呼ぶこと』にしている。そして、この『「持続可能性への進化」を具体化するには、科学技術による物質循環の利用に加え、これまで学術的に体系づけられてこなかった「情報循環」に着目して、両者の調和を図ることが必要である』とした。そして、『新たな技術の創造と適用・普及は、情報循環の媒介があってはじめて実現される』とした。以上をまとめると、『人類の「行き詰まり」を解決する基本的な考え方として、「多様性の受容とその上での新たな展開」を可能にする



〔左〕日本の科学技術政策の要諦〔右〕日本の計画

情報循環システムを構築し、「持続可能性への進化」を実現するのが、「日本の計画」が提起するシナリオである』と結んでいる。

以上にまとめたのは、「日本の計画」のいわば骨組みである。それを具体化するために「日本の計画」では「再構築への挑戦」と題して、人類の生存基盤の再構築（循環型社会、農業および森林の多面的機能、ヒューマン・セキュリティの構築などの観点から）、人間と人間の関係の再構築（ジェンダー問題の多面的検討、価値観の転換と新しいライフスタイルの観点から）、人間と科学技術の関係の再構築（生命科学の全体像と生命倫理、情報技術革新と経済・社会の観点から）、それに知の再構築（教育の観点から）、という4つの方面からの検討を試みている。この「日本の計画」自身は、当時の日本学術会議のメンバーの知恵の総結集であり、極めて価値のあるものとする。しかしながら、報告書冒頭の吉川会長、黒川副会長の文章にもあるように、この報告書はいわば中間報告であり今後検討を重ねるべき問題点が数多く残されていることは明白である。また、時代を経れば、それなりに視点を変える必要もあろう。

会長に就任して比較的初期の頃、私はこの「日本の計画」をじっくりと読む機会があった。そこで考えたことは、いつの日か我々は、中間報告とされるこの「日本の計画」で取り上げられた問題およびその他の問題について、学問的に納得できるまで議論して、最終報告とまでは言わずとも、長期的な日本の将来像を描くべきではないか、ということであった。

第20期もあと1年弱を残す頃、海部第三部部長から「学術そのものや学術政策に対しての長期展望を日本学術会議で取りまとめるべきではないか」との貴重なご指摘を頂いた。そこで私は拡大四役会議に諮り、海部部長のご意見と「日本の計画」などに対する私の考えを合体させることに合意を得た。さらに討議の結果、(1)日本学術会議において6年毎を目途に10~20年を展望した学術の長期展望について、各分野を基礎に、また課題に応じて総合的に検討し、その成果をとりまとめる活動を行うものとする、(2)取りまとめる活動に基づき、その重要な内容および提言を総括して「日本の展望—学術からの提言—」を作成して、広く公表する、(3)それぞれの分野および課題についての検討結果も公表する、という3つの方向性が出され、それが平成20年2月14日の幹事会にて承認された。付言すると、「日本の計画」での議論の方向を基礎として、それを発展させる方向で議論を進めること、それを日本学術会議として6年毎に継続的に発信し続けること、という新しい提言になった。なお、「日本の展望」作成に向けた議論の進め方は、各分野別委員会を中心とした科学者コミュニティでの議論により、各分野での長期展望をまとめるという縦系と、社会的要請の視点から学術に要請される特に重要な若干数の課題を設定して、分野横断的な組織を構成して長期展望を取りまとめる横系、という2つの方式を同時並行的に進め、全体を取りまとめる役割を持つ「日本の展望委員会」がこれらの各セクションでの議論を随時掌握する、という形式にした。議論の際には、これまでの分野別委員会やその分科会、あるいは課題別委員会での議論や報告は、当然この中に取り込まれるべきであるものとされた。さらに、この議論がある程度進んだ時点で、第4期科学技術計画策定の議論に間に合う状態であれば、総合科学技術会議などにその議論を適宜提示することもありうるものとした。

縦系である「分野別の検討」を行うためには、現在存在する三部すなわち人文社会科学、

生命科学、理学・工学がそれぞれ分科会を構成して議論の責任を持ち、各分野の学問的発展のあり方、およびそれを踏まえた人類的また国民的課題に応える研究のあり方と課題の設定に焦点を合わせて議論を進めることとした。学術は極めて多岐に渡っており、それぞれの専門分野の研究者でなければ理解しにくいことが多いのは事実である。その意味で従来の研究連絡委員会が営々と積み上げてきた議論は極めて重要なものである。しかしながら、ともすれば余りにも我田引水的、利益誘導的な議論もあったことは否定できないだろう。いかなる学術領域であっても、他人に説明し理解してもらうことが社会においては重要なことであることに異論はない（勿論ここでいう「社会」とは必ずしも現在社会だけを意味するものではなく、将来の社会をも含めた広い範囲の社会のことである）。すなわち、放置したままでは他人が理解できないそれぞれの学問領域、研究分野の現状認識や問題点あるいは長期展望について、自分達だけが納得するのではなく、分かり易く他人に伝え理解を求める作業がどうしても必要なのである。恐らく、これまでも各分野別委員会の分科会ではこのような趣旨で議論が行われてきたこともあると思う。しかし、ここ数年は「利益誘導型提案」を厳しく排除してきたために、あまり表には出て来にくくただでなく、自分達の分野の利益に関わることは、たとえ長期展望に関することであっても議論の対象としてこなかった分科会もあったのではないか、ということを私は危惧する。勿論他分野を蹴落としてまで自分達の分野を優遇せよ、などという粗野で自己中心的な議論は日本学術会議としてはあり得ない。けれども、「日本の展望」について議論するこの機会にむしろ各分野の長期展望をきちんと議論し（最終的にどのような形になるかは不明ではあるが）、その時点その時点での見解のまとめをなんらかの形で継続的に集積してゆかねばならないと考える。

一方、横糸である「テーマ別の検討」を行うためには、ある程度幹事会メンバーおよび分野別委員会委員長のレベルで自由に挙げられた課題群を一次リストとして、これを会員・連携会員に提示して意見を募り、デルファイ方式でこれらを 10 テーマに絞ることとした。こうした経緯を経て決定された 10 のテーマ別検討分科会の、名称と議論のポイントを以下に列挙する。（1）知の創造分科会「現代市民社会における教養・教養教育—21 世紀のリベラル・アーツの創造」、（2）基礎科学の長期展望分科会「基礎科学の推進、政策および長期展望—学術の発展戦略」、（3）持続可能な世界分科会「持続可能な世界をいかに構築するか—人類の未来問題」、（4）地球環境問題分科会「地球環境科学と人類的課題—その要請にいかに応えるか」、（5）世界とアジアの中の日本分科会「世界とアジアの中の日本—日本の役割」、（6）大学と人材分科会「大学の役割と人材の育成—大学と社会の連携」、（7）安全とリスク分科会「社会における安全とリスク—社会・科学技術・政治の協働」、（8）個人と国家分科会「現代における私と公、個人と国家—新たな公共性の創出」、（9）情報社会分科会「電子情報社会の課題と展望—デモクラシー・経済・学術・文化・セキュリティ」、（10）社会の再生産分科会「安定した社会の再生産システム—家族・ジェンダー・福祉・医療・雇用」、の 10 分科会がそれである。なお、これらの活動は学術会議の全員参加を目指しており、分科会で具体的にどういう議論をしようとしているかについてもすでに日本学術会議のホームページに掲載している。是非訪れてみて頂きたい。

URL:<http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/tenbou/index.html>

1 年の活動記録 (平成 19 年 10 月～平成 20 年 9 月)

平成 19 年 10 月～12 月

10.10～12 第 151 回総会－〔日本学術会議〕

・野依良治理化学研究所理事長より御講演「大学院改革について」

10.22 IAC「持続可能なエネルギー：未来への指針－Lighting the Way: Toward a Sustainable Energy Future」について会長コメントを公表

11.22 対外報告「わが国食料生産における資源循環型畜産技術の開発と地域活性化」公表

11.26 第 7 回産学官連携サミット〔東京〕

12.20 対外報告「化学系分野における大学院教育改革と国際化に向けて」公表

平成 20 年 1 月～3 月

1.12 日本学術会議主催公開講演会「人口とジェンダー－少子化対策は可能か－」〔日本学術会議〕

1.21 対外報告「文化の核となる自然系博物館の確立を目指して」公表

1.24 対外報告「渇水対策・沙漠化防止に向けた人工降雨法の推進」公表

1.25 日本学術会議主催公開講演会「鉱物資源の持続可能性と資源問題への展望」〔東京大学〕

1.31 日本学術会議主催公開講演会「生殖補助医療のいま－社会的合意を求めて－」〔日本学術会議〕

2.14 対外報告「終末期医療のあり方について－亜急性型の終末期について－」公表

2.14 対外報告「医療事故をめぐる統合的紛争解決システムの整備へ向けて」公表

2.16 日本学術会議主催公開講演会「宇宙と生命、そして人間を考える－人類の未来のために」〔日本学術会議〕

2.26 対外報告「我が国における研究評価の現状とその在り方について」公表

3.4 要望「脱タバコ社会の実現に向けて」公表

3.17～18 G8 学術会議〔東京（日本）〕

平成 20 年 4 月～6 月

4.7～9 第 152 回総会－〔日本学術会議〕

・中根千枝日本学士院会員より御講演「法的規制と集団的許容度」

4.7 対外報告「農学教育のあり方」公表

4.7 対外報告「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」公表

4.8 声明「日本学術会議憲章」公表

4.16 対外報告「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題－社会的合意に向けて－」公表

5.22 提言「新公益法人制度における学術団体のあり方」公表

5.27～30 第 8 回アジア学術会議〔青島（中国）〕

5.30 提言「日本における臨床治験の問題点と今後の対策」公表

6.3 文部科学省より大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議依頼

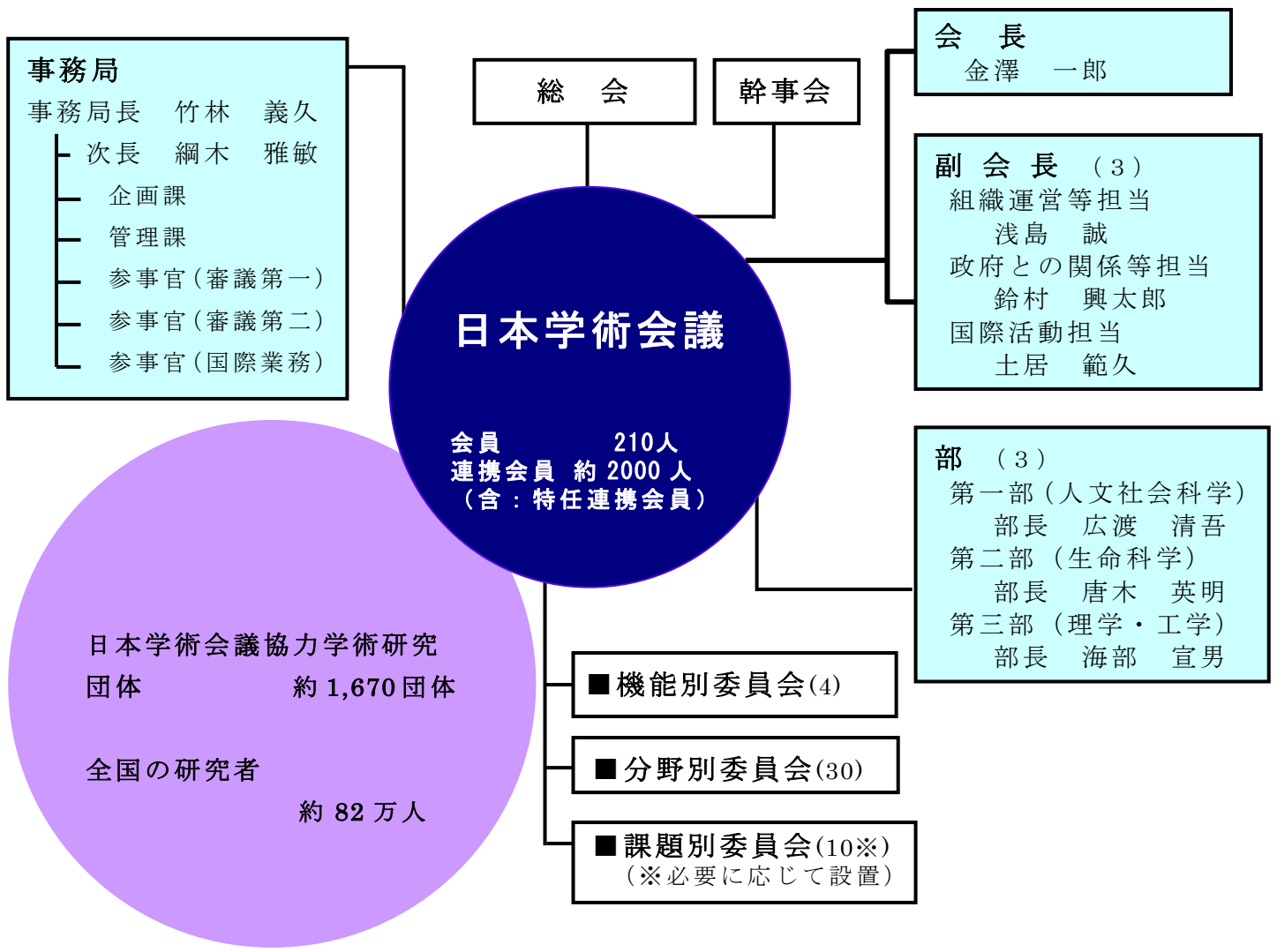
- 6.10 G 8 + 5 学術会議共同声明「気候変化：適応策と低炭素社会への転換」、「地球規模の健康問題（グローバル・ヘルス）」を公表
 ・ 福田康夫内閣総理大臣に金澤一郎会長より手交〔首相官邸〕
- 6.14～15 第 7 回産学官連携推進会議〔京都〕
- 6.27 要望「信頼に支えられた医療の実現－医療を崩壊させないために－」公表
 ・ 同要望について会長コメントを公表
- 6.27 提言「安定持続的なユビキタス時空間情報社会基盤の構築に向けて」公表

 平成 20 年 7 月～9 月

- 7.2 提言「巨大複雑系社会経済システムの創成力強化に向けて」公表
- 7.4 提言「交通事故ゼロの社会を目指して」公表
- 7.8 提言「安全・安心を実現する情報社会基盤の普及に向けて」公表
- 7.8 提言「陸域 - 縁辺海域における自然と人間の持続可能な共生へ向けて」公表
- 7.8 提言「地球環境の変化に伴う水災害への適応」公表
- 7.10 提言「身体障害者との共生社会の構築を目指して：視覚・聴覚・運動器障害認定に関する諸問題」公表
- 7.14 第 153 回臨時総会－〔日本学術会議〕
- 7.15 提言「近未来の社会福祉教育のあり方について－ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて－」公表
- 7.25 東京大学医科学研究所における不適正な研究発表問題についての会長談話を公表
- 7.28 提言「臨床医学会の社会的責任－腎・泌尿・生殖医療分野の立場から－」公表
- 7.29 提言「「地域の知」の蓄積と活用に向けて」公表
- 7.29 報告「開発のための国際協力のあり方と地域研究の役割」公表
- 7.29 報告「電子社会における匿名性と可視性・追跡可能性－その対立とバランス－」公表
- 8.1 提言「我が国の未来を創る基礎研究の支援充実を目指して」公表
- 8.5 提言「IT・ロボット技術による持続可能な食料生産システムのあり方」公表
- 8.5 提言「我が国における放射性同位元素の安定供給体制について」公表
- 8.5 報告「医療系薬学の学術と大学院教育のあり方について」公表
- 8.7 提言「鉱物資源の安定確保に関する課題とわが国が取り組むべき総合的対策」公表
- 8.8 報告「応用物理の将来ビジョン」公表
- 8.11 提言「食生活の教育」公表
- 8.12 報告「日本語の将来に向けて－自己を発見し、他者を理解するための言葉－」公表
- 8.15 代理懐胎を中心とする生殖補助医療に関する課題についての会長談話を公表
- 8.15 提言「学術分野における男女共同参画促進のために」公表
- 8.22 報告「自然共生型流域圏の構築を基軸とした国土形成に向けて－都市・地域環境の再生－」公表
- 8.25 日本学術会議主催公開講演会「医療のイノベーション－信頼に支えられた医療の実現のために－」〔日本学術会議〕
- 8.29 報告「グローバル化時代における地域研究の強化へ向けて」公表
- 8.29 報告「大学法学部 1 年生の歴史素養調査と法史学関連科目の開講状況調査」公表

- 9.2 報告「数理学分野における統計科学教育・研究の今日的役割とその推進の必要性」公表
- 9.3 提言「物性物理学・一般物理学分野における学術研究の質と量の向上のために」公表
- 9.3 提言「変貌する農業と水問題－水と共生する社会の再構築へ向けて－」公表
- 9.3 提言「狂犬病対策システムの構築に向けて」公表
- 9.4 提言「出生前・子どものときからの生活習慣病対策」公表
- 9.5 提言「公文書館法とアーキビスト養成」公表
- 9.8 提言「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国家資格法制の確立を」公表
- 9.8 提言「数理学における研究と若手養成の現状と課題」公表
- 9.8 提言「保健医療分野における政府統計・行政資料データの利活用について－国民の健康と安全確保のための基盤整備として」公表
- 9.8 報告「農業経済学分野における研究成果の評価について」公表
- 9.8 報告「今後のライフサイエンス・ヘルスサイエンスのグランドデザイン」公表
- 9.9 提言「子どもを元気にする運動・スポーツ推進体制の整備」公表
- 9.9 提言「事故による子どもの傷害の予防体制を構築するために」公表
- 9.10 提言「新しい理工系大学院博士後期課程の構築に向けて－科学・技術を担うべき若い世代のために－」公表
- 9.12 報告「感覚器医学ロードマップ 改訂第二版 感覚器障害の克服と支援を目指す10年間」公表
- 9.12～13 持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2008 持続可能な福祉を求めて
- 9.16 提言「専門薬剤師の必要性和今後の発展－医療の質の向上を支えるために－」公表
- 9.17 提言「学校教育を中心とした環境教育の充実に向けて」公表
- 9.19 報告「科学・技術発展のための長期研究の推進－知覚情報取得技術による限界突破－」公表
- 9.19 提言「看護職の役割拡大が安全と安心の医療を支える」公表
- 9.19 提言「老朽・遺棄化学兵器の廃棄における先端技術の活用とリスクの低減」公表
- 9.24 報告「宇宙環境利用の新たな時代を目指して－物質科学および生命科学における宇宙環境利用の視点から－」公表
- 9.24 提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて－成育空間の課題と提言－」公表
- 9.25 報告「革新的国産治療機器開発に向けた研究開発機能拠点の形成」公表

日本学術会議の組織



表紙写真

上：金澤一郎日本学術会議会長から福田康夫内閣総理大臣（当時）へ声明の表出（平成 20 年 6 月 10 日〔官邸〕）

中：第 152 回総会（平成 20 年 4 月 7 - 9 日〔日本学術会議講堂〕）

右：G 8 学術会議（平成 20 年 3 月 17 - 18 日〔東京〕）

【お問い合わせ】

日本学術会議事務局企画課

〒106-8555

東京都港区六本木7-22-34

TEL 03-3403-3768

FAX 03-3403-1260

URL : <http://www.scj.go.jp>

E-mail : p225@scj.go.jp

